

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度
英国の輸入にかかる通関手続き

2021年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は 2021 年 1 月 15 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

〈目 次〉

1. EU 離脱前の制度概要	1
2. 移行期間終了後に EU から英国に輸入する場合の手続きと要件	1
(1) 新たな輸入管理の段階的導入の国境運用モデル	2
(2) 2021 年 1 月 1 日以降の EU からグレートブリテンへの輸入手続き	3
① 必要条件の確認	3
② GB EORI 番号の取得	8
③ 関税・輸入 VAT 支払い	8
④ 税関申告	9
⑤ 認可事業者 (AEO) のステータス取得	9
3. 参考情報	10

〈図表目次〉

表 1： 段階的に導入される輸入管理のコアモデル	2
--------------------------------	---

1. EU 離脱前の制度概要

英国の EU 離脱の移行期間が終了した 2020 年 12 月 31 日までは、英国は EU 単一市場および関税同盟の一部であり、英国と EU 間のモノの移動には税関手続きは必要としなかった。

英国と EU は移行期間が終了する直前の 2020 年 12 月 24 日に、移行期間終了後の英国・EU 間の関係を定めた通商・協力協定¹で合意した。英国議会での批准と、EU 加盟国での 2021 年 2 月末までの暫定適用の承認を経て、同年 1 月 1 日から暫定適用が開始された。欧州議会の承認などを経て正式発効となる。2021 年 1 月 1 日から、英国は EU とグレートブリテン（イングランド、ウェールズ、スコットランド）²との間の国境検査の運用を再開した。これにより、英国と EU の間のモノの移動が管理されることを意味する。なお、北アイルランドの扱いの詳細については、別の報告書で詳述する。

英国は 2020 年 6 月に、移行期間後の EU との貿易における国境管理について、EU からの輸入手続きを 2021 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの 6 カ月間にわたり、3 段階で簡素化することを明らかにし、7 月 13 日にその全容を「国境運用モデル（Border Operating Model）」として示した政策文書「EU との国境（The Border with European Union）」を発表した。10 月 8 日には、産業界から出た疑問点の明確化や追加情報を反映させた更新版³を公表した。さらに、2020 年 12 月 31 日には、英国と EU の通商・協力協定を反映した更新版を公表している。

日本から英国への輸入にかかる税関手続きについては、日本は従前から EU の「第三国」としてルールが適用されている。EU 離脱により英国に EU 法が適用されなくなっても、日・英間の輸出入にかかる原則の手続きに変更は生じない。

2. 移行期間終了後に EU から英国に輸入する場合の手続きと要件

2021 年 1 月 1 日以降、英国は EU 関税同盟の一員ではなくなったため、EU から英国に輸入される物品には税関手続きが生じることになった。英国・EU 間で、物品に対する関税や輸入割当をなしとする通商・協力協定に合意し、英国議会での批准と、EU 加盟国の 2021 年 2 月末までの暫定適用の承認を経て、同年 1 月 1 日から暫定適用が始まったが、税関手続きが生じることに変わりはない。

EU からグレートブリテンへの輸入について、英国政府は、現在の EU27 カ国以外の他の国

¹ The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

² 北アイルランドの扱いについては、「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：北アイルランドにおける／を介する EU・英国間の通関手続き、税務、基準認証」を参照されたい。

³ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”, HM Government Border and Protocol Delivery Group (31 December 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model> からダウンロード可。

(RoW: Rest of the World) の物品輸入の取り扱いと同様の方法で管理を運用する。この輸入管理は 2021 年 1 月、4 月、7 月の 3 段階で導入される。

(1) 新たな輸入管理の段階的導入の国境運用モデル

2021 年 1 月以降、3 段階で導入される国境管理モデルのあらましは以下のとおりである。

- 2021 年 1 月 1 月以降

衣類から電子機器までカバーする非管理規制品目（標準製品）を輸入する事業者は、輸入品の十分な記録を保持するなど最低限の税関要件に備える必要があるが、税関申告書の提出に最長 6 カ月（175 日間）の猶予が与えられる。関税納付は、税関申告が行われるまで延期することができる。管理規制品目および物品税の課税対象となる品目（アルコール、たばこ、燃料）については、この日から完全な税関申告を必要となる。高リスクの生きた動物と優先度の高い植物・植物製品では通関検査で現物検査が行われる。

- 2021 年 4 月 1 月以降

2021 年 4 月以降：肉、蜂蜜、牛乳、卵製品などの動物由来のすべての製品（POAO: Products of Animal Origin）および規制対象のすべての植物・植物製品にも、事前通知と衛生証明が必要になる。現物検査は、2021 年 7 月まで引き続き実施する。

- 2021 年 7 月 1 月以降

輸入事業者は輸入時に完全な税関申告を行い、関税を納付する。申告は延期できなくなる。現物検査とサンプル採取の増加。動植物および動植物製品の検査はグレートブリテンの適切な国境管理ポスト（BCP: Border Control Post）⁴で実施する。

すべての物品の移動に影響を与える変更点は「コアモデル（コアプロセス）」として 2021 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間に導入される（表 1 参照）⁵。これに加えて、物品のタイプ（衛生・植物管理の対象となる製品や国際条約の対象となっている製品、物品税の課税対象となる製品、戦略的輸出品などその他の製品）によって異なる追加要件も段階的に実施されていく。

表 1： 段階的に導入される輸入管理のコアモデル

コアプロセス	適用開始日
税関申告： ・ 移行期間終了後、輸入者は英国への税関申告を行う必要がある ・ 一部の通関地点では、製品の輸送前に税関申告の事前提出が必要とな	2021 年 1 月 1 日 2021 年 1 月 1 日～6 月 30 日の間に行った輸入について、通関

⁴ EU で言う国境検査所（BIP: Border Inspection post）を指す。

⁵ 輸入関税、輸入 VAT の詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：英国の輸入における税務（関税・VAT）」を参照されたい。

る（特に船の前後からトラックやトレーラー、フォークリフトで直接荷物を積み降ろしする「ロールオンロールオフ (RoRo)」による輸送)。	手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告 (SD : Supplementary Declarations) の提出を輸入後最長 6 カ月 (175 日間) 遅らせることができる。
輸入関税： <ul style="list-style-type: none"> 輸入者は、英国の新関税制度「UK グローバルタリフ」の下で製品に適用される関税を支払う必要がある。 輸入業者はそのために、製品の原産地と分類および課税価格を決定する必要がある。 支払期日の繰延が可能な場合もある。 	2021 年 1 月 1 日 税関申告を延期する輸入者は、関税支払いを補足申告 (SD) 提出時まで繰延する事が認められる。
輸入 VAT： <ul style="list-style-type: none"> EU からの物品輸入には EU 以外の国 (RoW) から輸入する場合と同じ率・体系で VAT が課税される。 VAT 登録を行っている輸入者は VAT 繰延会計を使用できる。 輸入する製品が管理規制品目ではなく、補足申告 (SD) 提出を遅らせない場合もしくは簡易申告手続き (SCD : Simplified Customs Declaration) を使用する場合、かつ申告者記録の入力による通関手続き (EIDR : Entry in Declarants Records) を行う場合については繰延会計は義務ではない。 VAT 登録を行っていない場合は、VAT の報告と支払いは、関税の支払いの場合と同じ選択肢がある。輸入 VAT の扱いは、貨物の価額が 135 ポンド以下と 135 ポンド超で異なる。 	2021 年 1 月 1 日 VAT 繰延会計を使用して VAT 支払いを延期する選択肢がある。
安全性・セキュリティ申告 (Safety & Security Declarations)： <ul style="list-style-type: none"> 安全性とセキュリティの水準を維持するため EU から輸入される製品についてこれまでよりも多く情報を収集する。これには、安全宣言とセキュリティ宣言が含まれる。 	2021 年 7 月 1 日

出所：英国政府” The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf (2020 年 12 月 31 日更新版)

(2) 2021 年 1 月 1 日以降の EU からグレートブリテンへの輸入手続き

2021 年 1 月 1 日以降、EU 加盟国からグレートブリテンへの物品の輸入では、以下のステップを踏む必要がある。

① 必要条件の確認

現在、EU 以外の国から輸入する場合と同様に、EU からの輸入には税関申告の手続きが発生する。税関申告を自ら行うか、通関業者に委託するかを決定する。一部の物品の輸入では衛生証明や安全性基準適合マークが必要となる（後述 (2) ① i) および ii) 参照）。

i) 輸入ライセンス・衛生証明

次の物品では 2021 年 1 月 1 日から 7 月 1 日の間に、EU から英国（グレートブリテン）への輸入で輸入ライセンスや衛生証明が段階的に導入される⁶。

- 動物、植物、食品、農産物：生きた動物、動物製品、高リスクの食品・飼料、養殖お

⁶ <https://www.gov.uk/guidance/import-licences-and-certificates-from-1-january-2021?step-by-step-nav=1ddb4c89-1fe9-4ad0-b561-c1b0158e6bc5>

よび観賞用の生きた魚介類、植物・植物製品、絶滅危惧種の動植物およびそれらから作られた製品、動物用医薬品、木製包装、木材

- 薬物、化学薬品、廃棄物：管理された薬物、薬物前駆体化学物質、核物質、フッ素化ガス（F ガス）およびオゾン層破壊物質、廃棄物

動物製品、生きた動物、遺伝資源の EU からグレートブリテンへの輸入では、3 段階に分けて新たなルールが導入される⁷。

- 2021 年 1 月 1 日以降（動物製品）：動物副産物（ABP：Animal by-product）はリスクの高低で分類され、高リスクの ABP については環境・食糧・農村地域省（DEFRA：Department for Environment, Food and Rural Affairs）の事前輸入承認や、英国の新たな動物・動物由来製品の貿易管理情報システム「IPAFFS（Import of Products, Animals, Food and Feed System）」を通し、貨物が到着する 24 時間前までに事前通知を要するほか、商業文書の添付が必要な場合もある。またセーフガード措置の対象となっている動物由来の製品（POAO：Product of Animal Origin）も事前通知が必要となる。
- 2021 年 4 月 1 日以降（動物製品）：POAO および ABP の衛生証明の提示と IPAFFS への事前通知、動物由来ではない高リスクの食品・飼料（HRFNAO：High-Risk Food and feed Not of Animal Origin）の輸入でも事前通知に IPAFFS を使用することが求められる。
- 2020 年 7 月 1 日以降（動物製品、生きた動物、遺伝資源）：すべての POAO と一部の ABP は、適切な国境管理ポストを備えるエントリーポイントを通して輸入しなければならない。生きた動物および遺伝資源には輸出衛生証明の添付と IPAFFS による事前通知が必要で、適切な BCP を備えるエントリーポイントから輸入する。EU から輸入される高リスクの生きた動物はすべて検査が行われるが、貿易協定の内容によって輸入管理も 2021 年中に見直される。HRFNAO の輸入についてはすべて、遅くとも 1 営業日前までに事前通知を行い、BCP で文書チェックを受ける（場合によっては現物検査と同一性検査も実施）。

EU 域外から英国に輸入する場合⁸でも、2021 年 1 月 1 日以降、EU の動物・動物由来製品の貿易管理情報システム「TRACES（Trade Control and Expert System）」にアクセスできなくなるため、次の製品については英国の IPAFFS を通して到着港の BCP に貨物が到着する 24 時間前までに通知する必要がある。

- 生きた動物

⁷ <https://www.gov.uk/guidance/importing-or-moving-live-animals-animal-products-and-high-risk-food-and-feed-not-of-animal-origin>

⁸ <https://www.gov.uk/guidance/importing-live-animals-or-animal-products-from-non-eu-countries>

- 獣医検査の対象となる動物由来の製品（POAO）
- 動物由来でない高リスクの食品・飼料（HRFNAO）

動物由来ではない高リスクの食品および飼料については、BCP もしくは指定エントリーポイント（DPE：Designated Point of Entry）を通して、それ以外（獣医検査が必要となる生きた動物、POAO、遺伝資源、ABP）についてはグレートブリテンの BCP を通して輸入する。

ii) 製品への安全性基準適合マーク、ラベル表示、販売基準⁹

製造品の大半が「ニューアプローチ」¹⁰の製品である。2021年1月1日より前に英国市場に製品を上市している場合は、新たな要件は生じない。英国（グレートブリテン）では EU の安全性基準適合マークである CE マークに代わり、新たに UKCA(UK Conformity Assessed) マーク¹¹が適用される。一部の製品については 2021 年末まで CE マークが通用する猶予期間が設けられている。以下のような「オールドアプローチ」の製品、国内規制で対象となる製品、医療機器や民間爆発物などでは上記と異なる¹²。

- 化学品¹³：英国は 2021 年 1 月 1 日から、EU の REACH 制度を継承する英国版 REACH（UK REACH）¹⁴を導入する。新規の登録では登録文書の完全なデータの提出にトン数に応じた猶予期限を設けている。また、2021 年 1 月 1 日以降に殺生物剤の有効成分もしくは製品を英国市場に上市するには、衛生安全局（HSE：Health and Safety Executive）に申請することが必要となる。
- 医薬品¹⁵：臨床試験の登録、医薬品および医療機器の販売承認などを行う英国の医薬品医療製品規制庁（MHRA：Medicines and Healthcare Products Regulatory Agency）は EU から完全に独立した規制機関となる。2021 年 1 月 1 日以降、有資格者（QP:Qualified Person）によって認証された医薬品を欧州経済領域（EEA）からグレートブリテンに輸入する卸売業者は、輸入認定代理人（RPi：Responsible Person (import)）によってチェックが行われた場合のみ、輸入することができる。RPi の登録は 2021 年 1 月 1 日以降、MHRA のポー

⁹ <https://www.gov.uk/guidance/labelling-and-marketing-standards-from-1-january-2021?step-by-step-nav=1ddb4c89-1fe9-4ad0-b561-c1b0158e6bc5>

¹⁰ 「オールドアプローチ」は、製品別の指令で技術的・手続き上のすべての要件を詳細に定めた指令が適用されている場合を指す。指令の内容を必須最低限の「必須要件」にとどめ、製品の技術的要件の詳細は任意の「整合規格」（EN 規格）に定める「ニューアプローチ」を経て、近年は、工業製品の必須要件や規格、適合性評価、CE マーク、認証など包括的な規制枠組みを定めた「新たな法的枠組み（NLF：New Legislative Framework）」のアプローチの法令に移行している。

¹¹ 北アイルランドについては異なる。詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：UKCA マーク」を参照されたい。

¹² <https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>

¹³ <https://www.hse.gov.uk/brexit/chemicals-brexit-guidance.htm>

¹⁴ 詳細は「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：工業化学製品（REACH）」を参照されたい。

¹⁵ <https://www.gov.uk/government/collections/new-guidance-and-information-for-industry-from-the-mhra>

タルで受け付ける¹⁶。2021年1月1日から、英国は特定国のQPもしくは有効成分メーカーによる認証のみを受け付ける¹⁷。これらの国のリスト¹⁸は、以下の3つがある。

- ・ 卸売事業者ライセンスによる医薬品の輸入：EEA30カ国（EU27カ国及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）
- ・ 医薬品の品質検査（バッチテスト）：EEA30カ国および相互認証協定があるオーストラリア、カナダ、イスラエル、日本、ニュージーランド、スイス、米国の計37カ国。品質検査については各国で一部の製品が対象除外とされており、日本については医療用ガス、ヒトの血液・血漿に由来する医薬品、高度な治療用医薬品が対象外となっている。
- ・ 英国と同等の規制水準のある有効成分の製造：EEA加盟国計30カ国およびオーストラリア、ブラジル、イスラエル、日本、スイス、米国の計36カ国。有効成分の製造については、リスト掲載国では、GMP要件を満たしていることを確認する輸出国当局の書面発行が不要となる。

- c. 医療機器¹⁹：英国市場（グレートブリテン）で医療機器を上市する製造業者は販売する医療機器をMHRAに登録する必要がある。英国に拠点を持たない製造業者は、製造業者の義務を履行する英国内の認定代理人（UK Responsible Person）²⁰を指名しなければならない。登録には猶予期間が設けられており、機器の分類によって4カ月（2021年4月30日まで）、8カ月（8月31日まで）、12カ月（12月31日まで）と異なる。医療機器のCEマークは2023年6月30日まで使用が認められる。
- d. 自動車型式認証²¹：2021年1月1日以降、EU加盟国の型式認証発行当局が発行した道路車両の既存の型式認証は、グレートブリテン内ではこれまでのように自動的に受け入れられなくなり、販売ができなくなった（2020年12月31日時点ですでに英国に持ち込まれている車両は除く）。トレーラーや道路用でない移動式機器のエンジンなど、車両登録の不要な道路車両以外の車両については1年間の猶予期間がある。英国で発行されたEU型式認証もEU内では無効となる。

英国車両型式認可機関（VCA：Vehicle Certification Agency）は2021年1月以降、EUの型式認証を保有するメーカーに、グレートブリテンで最大2年間有効な型式認証を暫定発行する。2021年1月1日以降にグレートブリテンで上市する新たな型式については、グレートブリテンの型式認証を取得する必要がある。2021年中に暫定制度から完全な新制度に移行する予定。

¹⁶ <https://www.gov.uk/guidance/acting-as-a-responsible-person-import>

¹⁷ <https://www.gov.uk/guidance/sourcing-medicines-for-the-great-britain-market-from-an-approved-country-for-import-or-northern-ireland>

¹⁸ <https://www.gov.uk/government/publications/list-of-approved-countries-for-authorised-human-medicines#list-of-countries-with-equivalent-regulatory-standards-for-the-manufacture-of-active-substances>

¹⁹ <https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk>

²⁰ <https://www.gov.uk/guidance/acting-as-a-responsible-person-import>

²¹ https://www.vehicle-certification-agency.gov.uk/vehicle-type-approval/issuing_gb_type_approval/

なお英国は、国連欧州経済委員会（UN-ECE）の1958年に締結された「車両等の型式認定相互承認協定」の締約国でもあり、他の締約国によって発行された装置・部品で英国が締約国となっている場合（同協定では装置ごとに基準が制定されている）は、相互承認を引き続き行っていく旨を明示している²²。

iii) 食品・飲料のラベル表示²³

食品・飲料のラベル表示はこれまでEUの規則に従っていたが、移行期間終了後にグレートブリテンで生産される食品・飲料のラベル表示については、EUの旗章ロゴや「EU原産(origin EU)」と表示したりすることはできなくなるが、このような変更点は、2022年9月30日までに変更することが求められている²⁴。ただし、移行期間終了前にEU市場で上市された動物由来の食品、英国またはEU市場で上市された動物由来でない食品は、ラベルを変更せずにそのまま流通できる。北アイルランド産のものは引き続きEUと同じラベル表示が認められる。また、有機食品については英国とEUの間で相互に同等性を認めたため、2023年12月31日までいずれの市場においても、英国・EUいずれの有機ロゴを使用することができる²⁵。

グレートブリテンで生産・販売される食品の原産国表示は、2022年9月30日まで「EU原産」と記載できる。北アイルランドで生産・販売されるものは、2021年1月1日以降も「EU原産」と表記することが認められる。

このほか、食肉や野菜・果物、オリーブ油などの表示で詳細な取り決めがある。

iv) 物品税対象製品（アルコール類、たばこ、燃料）の扱い²⁶

2021年1月1日以降、物品税が課税される物品のEUからグレートブリテンへの輸入は、EU以外の国からの輸入の扱いと同じになる。これは輸入された物品をグレートブリテン内で移動する場合も同様である。EU加盟国から輸入する際に、税関申告を行いグレートブリテンの到着港で通関手続きを行う。これには、事前に完全な申告を行うことなく物品をグレートブリテンに持ち込める税関貨物簡易手続き（CFSP：Customs Freight Simplified Procedure）を利用できる。簡易輸入申告には、管理規制品目の手続きに沿い、通関の翌月15日に関税と輸入VATを引き落とすための関税繰延口座（DDA：Duty Deferment Account）が必要となる。2021年1月から、EUからグレートブリテンへの物品税が課税される物品の輸入では、関税および物品税の支払いに必要な簡易附属行政文書（SAAD：Simplified Accompanying Administrative Document）と通信販売やオンラインで商品を販売するため

²² "Issuing GB type approval from 1 January 2021", Department for Transport (September 2020)
<https://www.vehicle-certification-agency.gov.uk/wp-content/uploads/2020/09/GB-Type-Approval-Scheme.pdf>

²³ <https://www.gov.uk/food-labelling-and-packaging/food-labelling-what-you-must-show>

²⁴ <https://www.gov.uk/guidance/food-labelling-giving-food-information-to-consumers>

²⁵ <https://www.gov.uk/guidance/importing-and-exporting-organic-food>

²⁶ <https://www.gov.uk/guidance/importing-excise-goods-to-the-uk-from-the-eu>

の EU との遠隔販売取り決め (EU distance-selling arrangements) が使用できなくなり、税関申告を行う必要がある。

物品税繰延口座の申請では、物品税支払保障システム (EPSS : Excise Payment Security System) の使用を申請して認められれば、繰延を行う場合でも保証 (100%) を積む必要がなくなる。申請には 3 年以上、VAT 登録をしていること (VAT 登録の義務がない場合、物品税支払いのシステムに 3 年以上登録もしくは承認されていること) という条件がある。

② GB EORI 番号の取得

EU 域内の事業者は、EU 域外の第三国との輸出入を行う場合、事業者登録識別 (EORI : Economic Operators Registration and Identification) 番号を取得しなければならない。2021 年 1 月 1 日以降、グレートブリテンと EU 加盟国間の輸出入でも、通関処理システム (CHIEF : Customs Handling of Import and Export Freight) の利用などで必要になり、グレートブリテンに製品を輸出入するすべての事業者が取得しなければならない。サービスの提供のみを行う事業者と、北アイルランド・アイルランド間の物品移動では不要。英国は EU の制度から独立した EORI 番号制度を新たに導入するため、EU27 カ国を含む英国外の国と輸出入取引を行う英国の事業者は、英国が発行する GB で始まる EORI 番号の取得が必要となる²⁷。EORI 番号の登録はオンラインででき、必要な情報は以下のとおりである²⁸。

- VAT 番号とその登録日 (VAT 登録証明書に記載されているもの)
- 国民保険番号 (National Insurance Number) : 個人事業者 (Sole Trader) もしくは個人の場合のみ
- 納税者固有番号 (UTR : Unique Taxpayer Reference) : 有限会社の登記時もしくは個人事業者が歳入関税庁 (HMRC) に納税申告 (Self Assessment) の登録を行う際に自動的に付与される
- 事業開始日および産業分類 (SIC : Standard Industrial Classification) コード
- 英国政府ウェブサイト (Government Gateway) のユーザー ID とパスワード

③ 関税・輸入 VAT 支払い

EU からグレートブリテンへの輸入は、英 EU 通商・協力協定の原産地規則を満たし、同協定の特恵待遇要求の手続きを行えば、関税はかからない。原産地規則を満たさない、または申告手続きを行わない場合は、2021 年 1 月 1 日から適用されている英国独自の最恵国 (MFN) 待遇税率「UK グローバルタリフ」²⁹に基づく関税が適用される。また、EU からグレートブリテン島へのすべての輸入に対して、輸入 VAT の支払いが必要になる³⁰。UK グローバ

²⁷ 英国の事業者が EU に輸出し税関申告を行う場合などでは EU の EORI 番号を取得する必要がある。EORI 番号を保有する EU 域内の税関手続き代理人 (customs representative) を指名することもできる。

²⁸ Get an EORI number <https://www.gov.uk/eori>

²⁹ <https://www.gov.uk/trade-tariff>

³⁰ 輸入関税、輸入 VAT の詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：英国の輸入におけ

ルタリフは、i) 英国と貿易協定を結んでいる国からの輸入で特惠関税を適用する場合、ii) 一般特惠関税制度（GSP）の対象となっている開発途上国からの輸入で特惠関税を適用する場合³¹、iii) 英国が導入する自主的関税停止ないし一時的な免除の措置対象となっている製品の輸入時を除き、英国に輸入されるすべての物品に適用される³²。2021年1月1日から6月30日まで、EUからのグレートブリテン島に輸入する際の関税と輸入VATは、輸入日から最長6カ月間（175日間）繰り延べできる（下記参照）。

④ 税関申告

2021年1月1日より、EUからグレートブリテンへの物品輸入には税関申告が必要になる。2021年6月30日までは、輸入後、最長6カ月（175日間）申告を延期することができる（管理規制品目でないもののみ）³³。申告を延期した場合、輸入日から6カ月（175日）以内に通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告（SD:Supplementary Declaration）を提出する必要がある。補足申告（SD）には、申告者の記録による通関手続き（EIDR:Entry in Declarant's Records）または簡易申告手続き（SDP:Simplified Declaration Procedure）のいずれかが必要である³⁴。また、補足申告（SD）を行うまでに、関税繰延口座（DDA:Duty Deferment Account）を申請・取得する必要がある³⁵。EIDRは条件を満たせば事前承認を必要とせず、申告者が自身の記録に記帳する。これに必要な情報は、通関手続きコード、貨物の固有参照番号（請求書番号、在庫記録番号、ジョブ番号など）、購入番号（および可能な場合は販売請求書番号）、品目コード、課税価格、商品数量などがある³⁶。SDPの場合、事前の申請・承認が必要となるものの、通常より少ない詳細情報で簡易国境申告（simplified frontier declaration）³⁷を電子的に行い、その後補足申告（SD）の際にすべての詳細情報を提示する。

⑤ 認可事業者（AEO）のステータス取得³⁸

認可事業者（AEO:Authorised Economic Operator）制度は、物品のセキュリティ管理と法令遵守で一定の要件を満たす事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化などの優遇措置を

る税務（関税・VAT）」を参照されたい。

³¹ 英国はEUのGSP制度を継承し、同じ国（計71カ国）に特惠待遇を供与することを決めている。

³² <https://www.gov.uk/government/publications/trading-with-developing-nations>
³³ https://www.gov.uk/government/publications/the-uks-integrated-tariff-schedule?utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_source=lbea6c9d-64a0-4814-b439-fba6815c98fe&utm_content=immediately

³⁴ <https://www.gov.uk/guidance/delaying-declarations-for-eu-goods-brought-into-great-britain>

³⁵ <https://www.gov.uk/guidance/prepare-to-make-supplementary-declarations>

³⁶ <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-account-to-defer-duty-payments-when-you-import-or-release-goods-into-great-britain>

³⁷ <https://www.gov.uk/guidance/making-an-import-declaration-in-your-records-without-authorisation>

³⁸ <https://www.gov.uk/guidance/making-a-simplified-frontier-declaration>

³⁹ <https://www.gov.uk/guidance/authorised-economic-operator-certification>

提供する制度である。輸出入の件数が多い場合、AEO のステータスを取得することで通関手続きにおいてメリットが生まれる。現在、世界約 80 カ国・地域で導入され、EU は中国、日本、米国、アンドラ、ノルウェー、スイスと AEO の相互承認協定（MRA）を交わしている。

EU では 1 カ国で認定された事業者は他の加盟国でも AEO とみなされるが、英国は 2021 年 1 月 1 日からこの枠組みを離れるため、HMRC は、EU とほぼ同じ基準で 2021 年から有効となる英国の AEO の申請を受け付けている³⁹。申請には上述の EORI ナンバーが必要となる。英国と EU の通商・協力協定では、AEO 制度の相互認証が認められている⁴⁰。

AEO には、通関手続きが簡素化される認定事業者（AEOC : Authorised Economic Operator customs simplification）とセキュリティ面での税関審査・検査削減などの優遇を受ける（AEOS : Authorised Economic Operator security and safety）の 2 種類がある。例えば、通関の簡素化などの申請手続きの迅速化（AEOC）、保証なしで自動的に関税繰延口座を開設（AEOC）⁴¹、税関での貨物の優先的扱い（AEOC、AEOS）、通関時の書類・現物検査の回数引き下げ（AEOS）などの優遇を受けることができる。

3. 参考情報

<英国政府>

- “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods” , HM Government Border and Protocol Delivery Group (31 December 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf
(今後本書の内容が更新された場合、下記からダウンロード可)
<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model>
- Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates : UK グローバルタリフのサイトへの入り口
<https://www.gov.uk/trade-tariff>
- ガイダンス : 移行期間終了後のグレートブリテン・EU 間の製品輸出入手続きのフローチャート (2020 年 7 月 13 日発表、2021 年 1 月 12 日一部更新)
How to import and export goods between Great Britain and the EU

³⁹ 2020 年 6 月以降は EU の税関事業者ポータル (EU Customs Trader portal) を通して受け付けているが、アクセスには HMRC にメールで依頼する必要がある。AEO の認定には最長 120 日かかる。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-authorised-economic-operator-status>
https://ec.europa.eu/taxation_customs/eu-customs-trader-portal_en
⁴⁰https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948119/EU-UK_Trade_and_Cooperation_Agreement_24.12.2020.pdf

⁴¹ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods” , HM Government Border and Protocol Delivery Group (31 December 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

<https://www.gov.uk/government/publications/how-to-import-and-export-goods-between-great-britain-and-the-eu-from-1-january-2021>

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 英国の輸入にかかる通関手続き」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載